

JAL Global WALLET 会員規約\_新旧対照表

変更前 (2020年5月28日版)	変更後 (2020年10月29日版)	説明
<p>第2条 定義</p> <p>：</p> <p>(新設)</p> <p>：</p> <p>8「会員 Web サイト」とは、当社がウェブサイトにおいて、会員ごとに設定する会員専用サイトをいいます。</p> <p>：</p> <p>16「残高上限額」とは、一つの保有可能アカウントにおいて保有することができるバリューの残高の上限金額をいいます。</p> <p>：</p> <p>32 (新設)</p> <p>：</p>	<p>第2条 定義</p> <p>：</p> <p>3「JGW ポイント」とは、ショッピング専用バリュー又は出金可能バリューと共に会員の JAL Global WALLET において保有され、決済代金の支払に利用したり、出金をしたりすることが可能な電磁的記録であって、当社が無償で発行するものをいいます。</p> <p>：</p> <p>8「会員 Web サイト」とは、当社がウェブサイトにおいて、会員ごとに設定する会員専用サイト又は<u>当社が運営するスマートフォン端末向けアプリケーション</u>をいいます。</p> <p>：</p> <p>16「残高上限額」とは、一つの保有可能アカウントにおいて保有することができるバリュー<u>等</u>の残高の上限金額をいいます。</p> <p>：</p> <p>32「バリュー等」とは、バリュー及び JGW ポイントを個別にまたは総称していいます。</p> <p>：</p>	<p>JGW ポイント、マイルチャージ開始に伴う改定および軽微な修正</p>

<p>33「バリュー決済」とは、第23条第1項に定めるバリューの代金決済への利用をいいます。</p> <p>：</p> <p>36「保留」とは、バリューの残高を会員が利用できない状態にする当社の処理をいいます。</p> <p>：</p> <p>37「保留解除」とは、保留を解除し、会員がバリューの残高として利用できる状態にする当社の処理をいいます。</p> <p>：</p> <p>78「会員 Web サイト」とは、当社がウェブサイトにおいて、会員ごとに設定する会員専用サイトをいいます。</p> <p>第11条 マイルの積算</p> <p>1 当社は、JAL Global WALLET サービスのうち、当社の定めるサービスを会員が利用した場合は、当社の定めるマイル積算対象期間に応じて、当社の定めるマイル積算日に、当社の定める条件により、JAL の発行するマ</p>	<p>33「バリュー決済」とは、第23条第1項に定めるバリュー<u>等</u>の代金決済への利用をいいます。</p> <p>：</p> <p>36「保留」とは、バリュー<u>等</u>の残高を会員が利用できない状態にする当社の処理をいいます。</p> <p>：</p> <p>37「保留解除」とは、保留を解除し、会員がバリュー<u>等</u>の残高として利用できる状態にする当社の処理をいいます。</p> <p>：</p> <p>78「会員 Web サイト」とは、当社がウェブサイトにおいて、会員ごとに設定する会員専用サイト又は当社が運営するスマートフォン端末向けアプリケーションをいいます。</p> <p>第11条 マイルの積算</p> <p>1 当社は、JAL Global WALLET サービスのうち、当社の定めるサービスを会員が利用した場合は、当社の定めるマイル積算対象期間に応じて、当社の定めるマイル積算日に、当社の定める条件により、JAL の発行するマ</p>	
---	---	--

<p>イルを積算します。</p> <p>：</p> <p>4 マイル積算の対象となったバリュー決済の利用につき取り消し、解除等があった場合は、当該利用に対して積算したマイルは、取り消されるものとします。また、当該利用金額の変更があった場合には、当該変更に伴って、マイルの取り消しまたは積算が行われるものとします。</p> <p>(新設)</p>	<p>イルを積算します。<u>但し、バリュー決済において第 21 条に定める JGW ポイントの利用があった場合は、JGW ポイント利用分については、マイル積算の対象となりません。</u></p> <p>：</p> <p>4 マイル積算の対象となったバリュー決済の利用につき取り消し、解除等があった場合は、<u>当社は、当該利用について第 36 条第 3 項に基づきキャンセル処理し、当該利用に対して積算したマイルを取り消すものとします。また、当該利用金額の変更があった場合には、当該変更に係るマイルの取り消しまたは積算を行うものとします。ただし、JGW ポイントの利用を含むバリュー決済の取り消し、解除等で、当社に到着した利用取消情報に係る保留額又は引き落としたバリュー等が特定できない場合においては、第 36 条第 3 項の規定にかかわらず、当該利用取消情報で指定された通貨のバリューを増額し、当該バリューを全額利用した場合の積算マイルを減算するものとします。</u></p> <p>第 19 条 JGW ポイントの保有</p>	
--	--	--

<p>(新設)</p>	<p><u>1 会員は、保有ウォレットにおいて、当社所定の条件により無償で積算を受ける方法又は次条に定めるマイルの交換により JGW ポイントを取得し、保有することができます。</u></p> <p><u>2 JGW ポイントの有効期限は、保有ウォレット内で表示します。有効期限が経過したポイントは失効するものとします。当社は、失効した JGW ポイントについて、返金、交換、払戻し等は一切行いません。</u></p> <p><u>第 20 条 JGW ポイントへの交換</u></p> <p><u>1 会員は、保有ウォレットにおいて、当社所定の方法により、マイルを JGW ポイントに交換することができます。</u></p> <p><u>2 交換できる JGW ポイントの単位、交換レートその他の条件は、当社所定の方法で表示するところによるものとし、当社はいつでも変更することができるものとします。</u></p> <p><u>3 マイル交換が完了した場合は、当社は、会員の保有ウォレットにおける JGW ポイントの残高をマイル交換した金額分増額させる方法により、当該 JGW ポイントを発行し、当該会員に積算するものとします。JGW ポ</u></p>	
-------------	--	--

<p>(新設)</p>	<p><u>イントには、利息はつきません。</u></p> <p><u>4 当社は、会員が一定の取引条件を満たした場合、JGW ポイントを積算できるものとします。</u></p> <p><u>5 当社は、いつでも、JGW ポイントの交換方法を限定または追加することができるものとします。</u></p> <p><u>第 21 条 JGW ポイントの利用</u></p> <p><u>会員は、JGW ポイントは、第 23 条に定めるバリュー決済により、1 JGW ポイント=1 円として、その残高の範囲内で、単独で又はバリューと合算して代金決済に利用することができます。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>第 22 条 JGW ポイントの払戻し等</u></p> <p><u>1 JGW ポイント残高の払戻しや換金は、会員が当社所定の方法により退会した場合、その他いかなる場合であってもできません。</u></p> <p><u>2 会員は、JGW ポイントを第三者 (他のウォレット保有者を含みますが、これに限りません。) に対して、有償無償を問わず、譲渡することができません。</u></p>	

<p>第 24 条 超過利用時の措置の実施</p> <p>1 加盟店の環境、カード決済に係る機器等の通信状況その他の事由により、バリュー決済の金額が残高を超える場合があります。この場合、会員は、当社が当該加盟店に対して当該超過利用分の決済代金について立替払いをすることをあらかじめ承諾するものとします。なお、残高分については、第 19 条に定めるところにより、バリュー決済により利用されるものとします。</p> <p>2 前項の場合、会員は、当社が立て替えた超過利用分を、当該立替えに係る通貨で、超過利用時から 2 か月以内の当社が指定する期日および方法により当社に支払うものとします。</p> <p>3 前項にかかわらず、当社は、会員がチャージした時点でまたは任意に、会員のバリュー残高を第 1 項により当社が立て替えた超過利用分の支払に充当させることができるとします。なお、バリュー残高の通貨が、当該立替えに係る通貨と同一ではない場合は、当社は、会員がチャージした時点でまたは任</p>	<p>第 24 条 超過利用時の措置の実施</p> <p>1 加盟店の環境、カード決済に係る機器等の通信状況その他の事由により、バリュー決済の金額が残高を超える場合があります。この場合、会員は、当社が当該加盟店に対して当該超過利用分の決済代金について立替払いをすることをあらかじめ承諾するものとします。なお、残高分については、<u>第 23 条</u>に定めるところにより、バリュー決済により利用されるものとします。</p> <p>2 前項の場合、会員は、当社が立て替えた超過利用分を、当該立替えに係る通貨で、超過利用時から 2 か月以内の当社が指定する期日および方法により当社に支払うものとします。</p> <p>3 前項にかかわらず、当社は、会員が<u>バリュー</u>一等をチャージもしくは取得した時点でまたは任意に、会員のバリュー等を第 1 項により当社が立て替えた超過利用分の支払に充当させることができるとします。なお、<u>バリュー</u>等の通貨が、当該立替えに係る通貨と同一ではない場合は、当社は、会員がチャ</p>	
---	--	--

意のタイミングにおいて、残高を当社所定為替レートにより両替の上、充当させることができるものとします。また、会員から、当該バリュー残高からの充当を求めることはできないものとします。

#### 第 26 条 両替

1 会員は、以下のいずれかの方法により、当社所定為替レートにより、保有するバリュー等の範囲内で、他の対象通貨に両替することができるものとします。

#### 第 35 条 銀行等が行う為替取引との誤認防止

(4) JAL Global WALLET サービスの会員の保護のための制度として、資金決済法に基づき定められた履行保証金制度が設けられています。当社は、みずほ銀行との間で履行保証金保全契約を締結しています。

ージもしくは取得した時点でまたは任意のタイミングにおいて、バリュー等を当社所定為替レートにより両替の上、充当させることができるものとします。また、会員から、当該バリュー等からの充当を求めることはできないものとします。

#### 第 26 条 両替

1 会員は、以下のいずれかの方法により、当社所定為替レートにより、保有するバリュー等（但し、JGW ポイントの場合は、(2)に限る）の範囲内で、他の対象通貨に両替することができるものとします。

#### 第 35 条 銀行等が行う為替取引との誤認防止

(4) JAL Global WALLET サービスの会員の保護のための制度として、資金決済法に基づき定められた履行保証金制度が設けられています。当社は、履行保証金を東京法務局に供託し、みずほ銀行との間で履行保証金保全契約を締結しています。

<p>第 36 条 利用時の保留手続と確定支払手続</p> <p>1 利用時の保留手続については、以下のとおりとします。</p> <p>(1)利用金額が対象通貨である場合、以下の順序により処理されるものとします。</p> <p>①会員が、利用金額と同じ通貨の<u>残高</u>を保有している場合、当社は、当該通貨の<u>残高</u>から利用金額を差し引き、保留します。</p> <p>②会員が、利用金額と異なる通貨の<u>残高</u>を保有している場合、当社は、<u>当該残高（複数の対象通貨の残高がある場合、保留および引落しの対象とする残高は、利用者が当社所定の方法により指定する対象通貨の順序に従うものとし、以下「引落対象残高」という。）</u>から、利用情報が当社に到着した時点の当社所定為替レートによる換算の結果、利用金額と同一の通貨および金額となる<u>残高相当額</u>を差し引いて保留します。</p> <p>(2)利用金額が対象通貨ではない場合、以下の順序により処理されるものとします。</p> <p>①会員が、日本円の<u>残高</u>を保有している場</p>	<p>第 36 条 利用時の保留手続と確定支払手続</p> <p>1 利用時の保留手続については、以下のとおりとします。</p> <p>(1)利用金額が対象通貨である場合、以下の順序により処理されるものとします。</p> <p>①会員が、利用金額と同じ通貨の<u>バリュー等</u>を保有している場合、当社は、当該通貨の<u>バリュー等（当該通貨が日本円の場合は、JGW ポイント、バリューの順序による）</u>から利用金額を差し引き、保留します。</p> <p>②会員が、利用金額と異なる通貨の<u>バリュー等</u>を保有している場合、当社は、利用者が当社所定の方法により指定する対象通貨（以下「引落対象残高」といいます。）の順序（当該通貨が日本円の場合は、<u>JGW ポイント、バリューの順序</u>）により、利用情報が当社に到着した時点の当社所定為替レートによる換算の結果、利用金額と同一の通貨および金額となる<u>バリュー等相当額</u>を差し引いて保留します。</p> <p>(2)利用金額が対象通貨ではない場合、以下の順序により処理されるものとします。</p> <p>①会員が、日本円の<u>バリュー等</u>を保有してい</p>	
--	---	--

<p>合、当社は、当該日本円の<u>残高</u>から、利用金額を利用情報が到着した時点の海外取引換算レートにて日本円に換算した金額分を差し引いて保留します。</p> <p>②会員が、日本円以外の対象通貨により<u>残高</u>を保有している場合は、当社は、引落対象残高から、利用情報が当社に到着した時点の当社所定為替レートにより、引落対象残高および利用金額をそれぞれ日本円に換算した結果、利用金額と同額となる金額分を差し引いて保留します。</p> <p>2 前項に定める保留手続の後、確定情報が当社に到着した場合には、当社は、確定情報が当社に到着した時点で保留額について保留解除にすると同時に、以下のとおり確定支払手続を行います。</p> <p>(1)利用金額が対象通貨である場合、以下の順序により処理されるものとします。</p> <p>①会員が、利用金額と同じ通貨の<u>残高</u>を保有している場合、当社は、当該通貨の<u>残高</u>から確定金額分を引き落として受領します。</p>	<p>る場合、当社は、当該日本円の<u>バリュー</u>等から、利用金額を利用情報が到着した時点の海外取引換算レートにて日本円に換算した金額分を、<u>JGW ポイント、バリューの順序</u>にて差し引いて保留します。</p> <p>②会員が、日本円以外の対象通貨により<u>バリュー</u>を保有している場合は、当社は、引落対象残高から、利用情報が当社に到着した時点の当社所定為替レートにより、引落対象残高および利用金額をそれぞれ日本円に換算した結果、利用金額と同額となる金額分を差し引いて保留します。</p> <p>2 前項に定める保留手続の後、確定情報が当社に到着した場合には、当社は、確定情報が当社に到着した時点で保留額について保留解除すると同時に、以下のとおり確定支払手続を行います。</p> <p>(1)利用金額が対象通貨である場合、以下の順序により処理されるものとします。</p> <p>①会員が、利用金額と同じ通貨の<u>バリュー</u>等を保有している場合、当社は、当該通貨の<u>バリュー等</u> (当該通貨が日本円の場合は、<u>JGW ポイント、バリューの順序</u>による) から確定</p>	
---	--	--

<p>②会員が、利用金額と異なる通貨の<u>残高</u>を保有している場合、確定金額について、引落対象残高から、確定情報が当社に到着した時点の当社所定為替レートによる換算の結果、確定金額と同一の通貨および金額となる<u>残高</u>相当額について、確定金額に係る対象通貨への両替契約が自動的に成立するものとし、当社は、当該両替に係る金額を、当該会員の残高から引き落として受領します。</p> <p>(2)利用金額が対象通貨ではない場合、以下の順序により処理されるものとします。</p> <p>①会員が、日本円の<u>残高</u>を保有している場合、当社は、当該日本円の<u>残高</u>から、確定情報が当社に到着した時点の海外取引換算レートにおいて日本円に換算した金額分を引き落として受領します。</p> <p>②会員が、日本円以外の対象通貨により<u>残高</u>を保有している場合、当社は、確定情報が当社に到着した時点の当社所定為替レートに</p>	<p>金額分を引き落として受領します。</p> <p>②会員が、利用金額と異なる通貨の<u>バリュー等</u>を保有している場合、確定金額について、引落対象残高の<u>順序</u> (当該通貨が日本円の場合は、<u>JGW ポイント、バリューの順序</u>) により、確定情報が当社に到着した時点の当社所定為替レートによる換算の結果、確定金額と同一の通貨および金額となる<u>バリュー等</u>相当額について、確定金額に係る対象通貨への両替契約が自動的に成立するものとし、当社は、当該両替に係る金額を、当該会員の残高から引き落として受領します。</p> <p>(2)利用金額が対象通貨ではない場合、以下の順序により処理されるものとします。</p> <p>①会員が、日本円の<u>バリュー等</u>を保有している場合、当社は、当該日本円の<u>バリュー等</u>から、確定情報が当社に到着した時点の海外取引換算レートにおいて日本円に換算した金額分を <u>JGW ポイント、バリューの順序</u>にて引き落として受領します。</p> <p>②会員が、日本円以外の対象通貨により<u>バリュー</u>を保有している場合、当社は、確定情報が当社に到着した時点の当社所定為替レ</p>	
--	--	--

<p>より引落対象残高および確定金額をそれぞれ日本円に換算した結果、確定金額と同額となる金額分、引落対象残高を確定情報が当社に到着した時点の当社所定為替レートにおける日本円への両替契約が自動的に成立するものとし、当社は、当該両替金額を、残高から引き落として受領します。</p> <p>3 バリュウ決済がキャンセルされた場合は、以下の方法により処理するものとします。</p> <p>(1)保留後、当社への確定情報到着前に、利用取消情報が当社に到着した場合、当社は、保留額について保留解除するものとします。</p> <p>(2)当社への確定情報到着後に、利用取消情報が当社に到着した場合、当社は、当該取り消しに係る決済代金の通貨および金額にかかわらず、第2項に基づき引き落とした残高(両替がなされた場合は、両替後の残高)に係る通貨および金額の保有可能バリュウを増額させる方法により、返還するものとします。</p> <p>4 会員は、第2項から第4項の各手続時点における為替レートにより、保留額と確定的な引落金額に差損または差益が発生する可能性があることを理解し同意するものとしま</p>	<p>トによりバリュウおよび確定金額をそれぞれ日本円に換算した結果、確定金額と同額となる金額分、引落対象残高の順序により、確定情報が当社に到着した時点の当社所定為替レートにおける日本円への両替契約が自動的に成立するものとし、当社は、当該両替金額を、残高から引き落として受領します。</p> <p>3 バリュウ決済がキャンセルされた場合は、以下の方法により処理するものとします。</p> <p>(1)保留後、当社への確定情報到着前に、利用取消情報が当社に到着した場合、当社は、保留額について保留解除するものとします。</p> <p>(2)当社への確定情報到着後に、利用取消情報が当社に到着した場合、当社は、当該取り消しに係る決済代金の通貨および金額にかかわらず、第2項に基づき引き落としたバリュウ等(両替がなされた場合は、両替後の残高)に係る通貨および金額のバリュウ等を増額させる方法により、返還するものとします。</p> <p>4 会員は、第2項から第3項の各手続時点における為替レートにより、保留額と確定的な引落金額に差損または差益が発生する可能性のあることを理解し同意するものとしま</p>	
---	---	--

<p>す。</p> <p>5 第 2 項から第 4 項までに定める会員の保有するバリューからの引き落とし手続において、会員のバリューの残高が引き落とし金額を下回っていた場合等の理由により引き落としができない場合は、第 20 条第 2 項および第 3 項に従い処理されます。</p> <p>第 44 条 長期間使用されない JAL Global WALLET の削除</p> <p>当社は、JAL Global WALLET サービスが最後に利用（各種決済の実行、ショッピング専用バリューまたは出金可能バリューのチャージまたは両替、出金可能バリューの出金のいずれかを意味します。）された日から 5 年間利用がない JAL Global WALLET を、会員に何らの通知をすることなく、当社の裁量により削除することができるものとします。この場合、前条第 2 項に従って処理されます。</p>	<p>す。</p> <p>5 第 2 項から第 4 項までに定める会員の保有するバリュー等からの引き落とし手続において、会員のバリュー等の残高が引き落とし金額を下回っていた場合等の理由により引き落としができない場合は、第 24 条第 2 項および第 3 項に従い処理されます。</p> <p>第 44 条 長期間使用されない JAL Global WALLET の削除</p> <p>当社は、JAL Global WALLET サービスにおいてバリュー（JGW ポイントは含みません。）が最後に利用（各種決済の実行、ショッピング専用バリューまたは出金可能バリューのチャージまたは両替、出金可能バリューの出金のいずれかを意味します。）された日から 5 年間利用がない JAL Global WALLET を、会員に何らの通知をすることなく、当社の裁量により削除することができるものとします。この場合、前条第 2 項に従って処理されます。</p>	
--	---	--